

# 中学校の部活動改革（地域移行・地域展開）に係る Q&A

令和7年1月 松浦市教育委員会

令和7年2月

一部修正

## 【用語について】

- 「部活動改革」…“地域移行”や“地域展開”を含むこれまでの部活動の在り方を見直す動き。
- 「地域クラブ」…部活動改革の動きを受け、それに対応するために発足したチーム・団体等。
- 「既存のクラブチーム」…部活動改革とは関係のない既存のクラブチーム
- 「地域での活動」「受け皿」…今後創設が期待される、学校外のスポーツ・文化芸術活動の場。

## (Q1)なぜ、中学校の部活動改革が必要なのでしょう？

(A1)

学校部活動は、これまで学校教育の一環として、中学生の成長過程における大変貴重な経験の場、学びの場として有意義な役割を担ってきました。

しかし、近年、中学生の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しています。それにともない、生徒が選択できる部の減少や、部員の減少から大会に参加できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさが増えています。

また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められたりするなど、多様なニーズに対応することが、学校にとって大きな業務負担となっています。

そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育及び社会教育の質の向上を目指し、将来的に学校での部活動をなくし、地域に展開できる環境の整備をしているところです。

## 【参考】

### ○部活動改革の利点

- ・生徒の選択肢が広がる
- ・専門的な指導が受けやすくなる
- ・教員の業務のスリム化が期待できる
- ・小学生から切れ目のない活動ができる

### ●部活動改革の課題

- ・指導者や地域クラブの確保が容易ではない  
(受け皿が確保できない可能性がある)
- ・保護者の経済的負担の課題
- ・練習場所への移動の課題

## (Q2)どのように部活動改革が行われていくのですか？

(A2)

これまでスポーツ庁・文化庁において、部活動の地域移行に向けて検討会議が進められてきました。検討会議で整理された方向性を取りまとめた「提言書」が、令和4年にスポーツ庁・文化庁に提出され、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。そのポイントとしては…

- ・ まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
  - ・ 令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする。  
※ 国は当初、令和7年度末までに休日の部活動はすべて地域移行を実現するとしていましたが、令和4年12月に「可能な限り早期の実現を目指す」と付け加えました。
  - ・ 平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできるところから推進する。
- としており、都道府県・市町村は国のガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域展開を進めているところです。

(Q3) 学校部活動はなくなってしまうのですか？

(A3)

現在行われている形式での部活動は段階的になくなっていきます。本市では、国の方針に則り、まずは休日の部活動を“地域での活動”へ移行していきます。見通しとして、令和8年9月から休日の学校部活動は行わないこととします。

その後、平日についても、段階的に学校部活動は行われなくなります。

なお、休日・平日どちらも移行が可能な競技・活動があれば、“クラブを運営したい”と思われる方々を中心に部活動をクラブ化していくことも可能です。

(Q4) 休日の部活動が“地域での活動”に移行した場合、中学校体育連盟(以下「中体連」という。)が主催する大会への参加はどうなるのですか？

(A4)

中体連は、地域クラブ単位での出場を認めています。(ただし、種目ごとに出場の条件があります)。中体連の主催する大会に、学校の部活動から参加するのか、地域クラブから参加するのかは、個人が選択します。詳細については長崎県中学校体育連盟のホームページ(<https://www.nagasaki-chutairen.jp/club.html>)に掲載されています。

(Q5) 部活動が“地域での活動”に移行したら、保護者の負担はどうなりますか？経済的な支援等は受けられますか？

(A5)

地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料などは受益者負担を想定しています。具体的な経済的支援については現在検討中です。

(Q6) 文化部についても“地域での活動”になりますか？

(A6)

運動部・文化部どちらも“地域での活動”になります。

(Q7) 地域クラブの指導者は、学校の部活動の顧問とは異なるのですか？

(A7)

基本的には、学校部活動の顧問とは異なる地域の指導者が指導することを想定しています。(一部の競技で、希望する教員がいる場合は、地域の指導者として携わることになります。)

(Q8) 休日について部活動が令和8年9月からは完全に地域へ移行するとのことですが、学校部活動としての練習試合、中体連大会以外の大会(カップ戦等)の参加はどうなりますか？

(A8)

基本的には学校部活動としての活動は行わないこととします。しかし令和8年9月からが学校部活動から地域クラブへの移行期であることを考え、例えば「中体連・中文連が主催・共催する大会(夏季大会及び新人戦)及びコンクール等の一か月前を目安として、土日の活動(各種大会参加及び練習試合などの対外試合参加に限る)をしてもよい」とするかなどを検討します。

(Q9) 地域クラブに参加しない生徒が不利益になることはないのですか？

(A9)

地域クラブへの加入は任意であり、参加・不参加が、学校生活で不利になることはありません。(部活動においても同じです。)

(Q10) 学校の部活動と異なる競技の地域クラブに参加することは可能ですか？

(A10)

可能です。ただし、双方の活動が、生徒自身の負担にならないよう配慮する必要があります。また、中体連が主催する大会の参加については、部活動と地域クラブの重複参加はできないため、中体連大会にはどちらから出場するかを明確にする必要があります。その他の大会については大会の参加規則に従うことになります。

(Q11) これまで、硬式野球やサッカーなどの既存のクラブチームで活動していましたが、新たに地域クラブへ参加しなければならないのでしょうか？

(A11)

現在の部活動改革とは関係なく、既存のクラブチームによる活動も、部活動改革のひとつの形態と考えています。既存クラブでの活動だけで十分だと判断される場合、新たに地域クラブに参加する必要はありません。

(Q12) 地域の指導者として、地域クラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか？

(A12)

地域クラブでの指導を希望する場合は、教育委員会にお問い合わせください。

現在、教育委員会では「松浦市地域クラブ指導者登録制度（仮称）」の構築準備を進め、令和7年度の運用を目指しております。生徒の安全管理を中心に、登録要件について協議を行っています。

(Q13) 今後のスケジュールはどうなっていますか？

(A13)

段階的な移行を考えています。

- ・ 休日の部活動：令和8年9月から（一部中体連大会やコンクール前の活動を除き）学校部活動としての活動は行わず、“地域での活動”となります。
- ・ 平日の部活動：学校から完全に部活動がなくなる時期について協議しているところです。休日移行の状況を見ながら、段階的に平日も“地域での活動”になります。

(Q14) 夏休みや冬休みなど長期休業時についてはどうなりますか。

(A14)

平日の学校部活動が実施されている期間は各部活動で設定する日時で活動を行うことになります。授業期間と同様に、学校の休業日である土日、祝日は活動を行わず、活動時間も教員の勤務時間内となります。

(Q15) 休日・平日ともに受け皿がない可能性があるとのことですが、保護者等が“地域クラブ”創設を考える可能性ががあると思います。その場合どうしたよいですか。

(A15)

現時点では教育委員会にお問い合わせください。地域クラブ創設についてのご相談を受け付けています。今後、移行期における“松浦市地域クラブ認定制度（仮称）”を整備していく予定です。

(Q16) 地域クラブの練習に学校施設を利用することができますか。

(A16)

現在も学校施設が一般の方々に開放されているため、必要な手続きを行った上で使用することを想定しています。現在、一般の方々が使用されている状況があるため、今後団体同士の使用時間の調整が必要です。

(Q17) 部活動ではなく、地域クラブに所属する場合、高校入試など進路の面で「有利」「不利」はありますか。

(A17)

ありません。これまで同様に地域クラブでの活動の状況を学校が把握し、調査書等に記載します。

(Q18) 市や県の枠を越えた活動の推進も必要ではないでしょうか。

(A18)

佐賀県との県境を有する本市の地理的な特性や、隣接する自治体のクラブチームに所属する生徒が実際にいる状況から、検討の必要性を感じるところです。国や県、関係団体（協会や連盟など）、各県及び九州・全国中体連）の動きを注視しながら、協議していきたいと思えます。

(Q19) 部活動改革によって教員の負担はなくなるかもしれませんが、地域の指導者に負担がかかるのではないのでしょうか。地域住民もそれぞれ仕事に従事しているため、指導する環境を整えないと人材は出てこないと思えます。

(A19)

これまで「誰かが負担をしながら、子どもへスポーツ・文化芸術活動の環境を提供する」ということを行ってきたのが学校や教員であり、それが限界を迎えたという背景があります。誰かが負担を強いられる状況を前提としない活動の創出が課題です。例えば、複数の指導者による指導や運営と指導の役割分担、指導者の育成を視野に置いたクラブ経営など、工夫を凝らした環境整備が必要になると想定しています。そのため、できるだけ多くの地域資源（人材や財源、施設など）を活用し、多くの方々にご協力いただきながら、指導者の環境整備について検討したいと思っています。

(Q20) 色々な家庭の状況がある中で、クラブ化によって経済的に活動を諦める場合がないのでしょうか。

(A20)

部活動改革については、国の施策として取組が進められており、困窮等により支援が必要な家庭については、国や県の動きも見ながら、市としてどのようなことができるか検討していきます。

(Q21) 地域クラブ活動を行う場合、学校で加入しているスポーツ振興センターの保険は適用されますか。

(A21)

地域クラブでの活動は学校外での活動ですので、適用されません。任意の保険に加入する必要があります。

(Q22) 地域クラブを立ち上げる場合、指導者は他市町在住でも構わないのでしょうか。

(A22)

構いません。

この Q&A は令和 7 年 1 月時点の状況で作成しているものであり、今後国や県の動向に応じて、変更される可能性があることをご了承ください。